

# 「大和高田市いじめ防止基本方針」の改定について（概要案）

## ■大和高田市いじめ防止基本方針とは

本市では、いじめ防止対策推進法(平成25年第71号)第12条の規定に基づき、国のいじめ防止基本方針を参酌し、本市の実情に応じて、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための方針を定めている。

## ■方針改定の必要性・方向性

本方針は平成30年3月の策定から3年以上経過し、県のいじめ防止方針(令和3年3月改定)の内容を考慮するとともに、現状に合わせた大幅な改定が必要になってきている。

より一層効果的にいじめ防止を推進するための方針となるよう、改定に当たっては、国のいじめの防止等のための基本方針(平成29年3月改定)及び県のいじめ防止方針等を参酌し、いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ対策委員会にて関係機関及び専門家の意見を聴取するとともに、パブリックコメントにより市民の意見を聴取し、教育委員会が協議又は調整を行った上で、改定するものとする。

## ■方針改定のスケジュール

◇改定時期: 令和5年3月(予定)

◇改定スケジュール

- 令和4年11月 「教育委員会定例会」で意見聴取
- 令和4年11月 「大和高田市いじめ問題対策連絡協議会」で意見聴取
- 令和4年12月 「教育委員会定例会」で意見聴取
- 令和4年12月 「大和高田市いじめ対策委員会」で意見聴取
- 令和5年 2月 パブリックコメントを実施し、市民から意見聴取
- 令和5年 2月 「教育委員会定例会」に報告
- 令和5年 市議会に報告

## ■方針改定の主な内容

### ◇いじめ防止についての基本的な考え方

- ・けんかやふざけあいに見える中にもいじめがあると考え、いじめの認知にあたる旨を追記【4頁】
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、観察や心理的支援を継続していくことを追記【6頁】

### ◇いじめ防止等のために大和高田市が実施する取組

- ・基本方針の趣旨及び内容を周知するための取組を行う旨を追記【9頁】
- ・市教育委員会が実施するいじめ防止等に関する取組を具体的に明記【9頁】

### ◇学校が実施する取組

- ・学校いじめ防止基本方針の内容を確認できる措置を講じる旨を追記【13頁】
- ・学校いじめ防止対策委員会の設置及び役割についてを追記【13頁】
- ・学校におけるいじめ防止等に関する取組を具体的に明記【15頁】

### ◇重大事態への対処

- ・学校又は教委による調査の実施、いじめ対策委員会等への積極的な資料提供及び調査結果を尊重し、主体的な再発防止への取組を追記【27頁】
- ・調査の主体と調査を行う組織を具体的に明記【27頁】
- ・自殺の背景調査における留意事項を追記【29頁】
- ・調査結果を公表する場合、いじめ被害側・加害側双方に公表の方法や内容を確認のうえ対応することを追記【32頁】
- ・重大事態に係る総合教育会議の活用についてを追記【32頁】